

避難所等での聴覚障害者に対する支援のお願い

びんご聴覚障害者防災連絡協議会

聴覚障害とは

情報とコミュニケーションにバリアがあります

聴覚障害は、外見からはわかりにくい障害です。

耳が聞こえないため、必要な情報が伝わらなかったり、自分の言いたいことが伝わらないなど、情報とコミュニケーションに大きなバリアがあります。

災害の時は、避難が必要だという防災放送が聞こえません。さらに、避難所ではアナウンスが聞こえないために、食料や水の配給を受けられないことがあります。

また、自分が聴覚障害者であることが周りにわかってもらえず、必要な情報をもらえなかったり、コミュニケーションがうまくいかず、孤立してしまいがちです。

手話・筆談・ゆっくり話す など、人によってコミュニケーションの方法は様々です

声を出せる人もいますが、相手の言うことは聞こえていません。

補聴器をつけても、音として聞こえるだけで、言葉として聞きとれない人も多いです。

一人一人に合わせて、コミュニケーション方法を選択してください。

聴覚障害者のコミュニケーション方法

手話： 手の指だけではなく、体、目の動き、顔の表情などを使った言語です
ろうあ者が一番楽にコミュニケーションできることばです

文字(筆談)： 紙や手のひらに文字などを書いて、言いたいことを伝えます
携帯のメール画面を紙の代わりに使うことができます。夜間は便利です

空書： 空中に文字を書いて伝えます（逆文字でなく普通に書いてください）

読話(読唇)： 相手の口の動きを見て、言葉を読み取ります。高度な技術が必要です

身振り： 体の動きやジェスチャーで伝えます

図・イラスト： 図やイラストで伝えます。文章が苦手な聴覚障害者には有効です

指文字： 50音を指の形で表現します

避難所に聴覚障害者がいる場合は？

——避難勧告・指示などが出たら、聴覚障害者に身振りや文字で知らせてください——

- 避難所には聴覚障害者用の受付を設置してください。
- 聴覚障害者に、コミュニケーション方法として「手話」か「文字(筆談)」のどちらが必要か確認してください。
- 災害の情報や、食糧・水の配給などの放送があったら、文字(筆談)や身振りなどで聴覚障害者に伝えられるように避難所の担当者や周りの方でサポートしてください。
- 聴覚障害者に話しかけても正確には伝わらないことがあります。文字(筆談)や図・絵で伝えてください。停電の暗闇では手話や文字(筆談)が見えないので、懐中電灯などで明るくしてください。紙の代わりに携帯のメール画面を使うこともできます。
- 聴覚障害者であることがわかる目印（スカーフ、リボン、ビブスなど）を聴覚障害者本人に付けてもらう方法もあります。その場合は必ず本人の了解を得てください。
- 避難所に聴覚障害者がいることがわかったら、びんご聴覚障害者防災連絡協議会に連絡してください。支援者を派遣します。

びんご聴覚障害者防災連絡協議会

TEL 084-973-8577 FAX 084-973-8578

TEL(携帯電話) 090-8064-1946

携帯メール bingobousai1@ezweb.ne.jp または bingobousai2@ezweb.ne.jp

避難所にテレビを！

災害時は、テレビやラジオで情報が発信されますが、手話通訳や字幕がないと聴覚障害者は内容が全くわかりません。



字幕付きや手話通訳付きの放送が受信できるテレビを避難所に配備してください。聴覚障害者専用のインターネット放送の「イドラゴン4」もあります。

聴覚障害者の災害対策


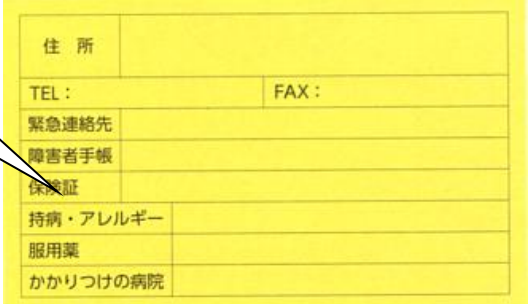
災害の時に聴覚障害者であることが周りのみなさんにわかるように、びんご防災では聴覚障害者にビブスを配布しています。

また、手話や要約筆記のできる人にも配布して災害時に着用してもらっています。

着用している人を見たら支援をお願いします。また、支援者と協力して支援にあたってください。

聴覚障害者用ビブス	支援者用ビブス
	
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">黄色</div>	
<p>①聴覚障害者に配布</p> <p>②災害発生時（災害前、後も含め）にビブスを着用することにより、聴覚障害者であることが周囲にわかり、情報提供などの支援を受けやすくなる</p>	<p>①手話サークル・要約筆記サークル会員に配布</p> <p>②災害発生時（災害前、後も含め）にビブスを着用することにより、聴覚障害者が支援者を視認することができる</p> <p>③同じ被災者であることから着用は任意</p>

また、次のようなSOSカードも配布して携帯してもらっています。

聴覚障害者用（表）	聴覚障害者・支援者共通（裏）
	
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">黄色</div>	

文字で伝える場合(筆談)の留意点

文章は、簡潔に書いてください

- (1) 箇条書で
- (2) 短い文章で
- (3) 主語、目的語、述語は明確に
- (4) キーワードは初めに

- 1 文末は「です」「ます」調で単純にする。
- 2 日常よく使われる語句を使う。
- 3 わかりにくい言葉は、説明を添えたり、言い換える。
- 4 カタカナ外来語は、なるべく避ける。
- 5 二重否定は使わない。
- 6 あいまいな表現は避ける。
- 7 過度の尊敬語、丁寧語は使わない。

手話が言語の「ろうあ者」には、『手話通訳者派遣制度』があります。
文字と発語で会話する「難聴者」には、『要約筆記者派遣制度』があります。
聴覚障害者とのコミュニケーションや社会参加のためこれらの制度を活用してください

制度の申請・問い合わせは 各市町の役所（福祉担当）、社会福祉協議会

府中市役所	Tel 0847-43-7148	福山市役所	Tel 084-928-1208
尾道市役所	Tel 0848-25-7111	三原市役所	Tel 0848-67-6060
神石高原町役場	Tel 0847-89-3335	世羅町役場	Tel 0847-22-2768

びんご聴覚障害者防災連絡協議会（びんご防災）

福山市西町1丁目19-2 福山市聴覚障害者地域活動支援センター内

びんご防災は備後地方の聴覚障害者団体と関係団体で組織し聴覚障害者の災害時の安全のため活動しています

このリーフレットは2013年に独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業の助成を受けて作成しました